

日本国広島大学とインドネシア共和国ブライジャヤ大学

との間の学術・教育交流に関する協定書

日本国広島大学とインドネシア共和国ブライジャヤ大学は、両大学間の学術・教育の協力を通じ、両国及び両大学間の理解を深め、かつ学術の進歩・発展に貢献するため、ここに学術・教育交流協定を締結する。

(交流事業の内容)

第1条 両大学は、次の交流事業を行う。

- (1) 共同研究の実施
- (2) 研究者の交流
- (3) 研究成果、学術刊行物及びその他の学術情報交換
- (4) 学生交流
- (5) その他両大学が適当と認めた学術・教育交流

(交流事業の実施)

第2条 前条に定めた事業の実施に当たっては、両大学間で協議し、実施するものとする。

(有効期間等)

第3条 本協定は、両大学の代表者が署名を行った日から効力を生じ、5年間有効とする。
ただし、期間満了に際し、いずれか一方より特段の申し出のない限り、引き続き更新する。

(改廃)

第4条 本協定の改廃については、両大学は文書をもって相手方に半年前に通告し、協議する。

(使用語)

第5条 本協定は、日本語、インドネシア語及び英語で作成し、いずれも同等の効力を有するものとする。

本協定の解釈について疑義が生じた場合は、両大学が協議し、解決に努めるものとする。

原田康夫
広島大学長
原田 康夫

1999年10月21日

ブライジャヤ大学長
Eka Afnan Troena

1999年12月6日